

第417回南国市議会定例会会議録

第7日 令和2年9月17日 木曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

16番 岡崎 純男

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監 査 委 員 長	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

—————

議会事務局職員出席者

事務局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

—————

議事日程

令和2年9月17日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和元年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 令和元年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 令和元年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 令和元年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 令和元年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 令和元年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 令和元年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 令和2年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 南国市学校給食費条例
- 第16 議案第16号 南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 市道の廃止について

- 第18 議案第18号 市道の認定について
第19 議案第19号 南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者の指定について
第20 議案第20号 債権の放棄について
第21 議案第21号 調停の申立てについて
第22 陳情第1号 「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情
第23 承認要求書
第24 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第24まで

議発第1号より議発第8号まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（土居恒夫） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

発言の取消し

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。有沢議員、野村議員、土居篤男議員からの一般質問及び質疑における発言の取消し、訂正の申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、発言の取消し、訂正の申出を許可することに決しました。

—————*—————

議案第1号から議案第21号まで、陳情第1号

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第21号まで及び陳情第1号、以上22件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西川潔議員。

—————*—————

令和2年9月15日

南国市議会議長 土居恒夫様

総務常任委員長

西 川 潔

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第11号	令和2年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第2条繰越明許費 第3条地方債の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第16号	南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第21号	調停の申立てについて	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔10番 西川 潔議員登壇〕

○10番（西川 潔） おはようございます。総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第11号、議案第16号及び議案第21号の5件であります。去る15日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和元年度南国市一般会計歳入歳出決算及び議案第3号令和元年度南国市

土地取得事業特別会計歳入歳出決算の2件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和2年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第2条繰越明許費、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、7億2,174万5,000円の増額計上であります。その所要一般財源は2億9,111万4,000円であり、繰越金1億3,132万3,000円、普通交付税1億416万9,000円、臨時財政対策債4,828万2,000円、減収補てん特例交付金534万円及び一般寄付金200万円を増額したものを補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、総務費関係では、電子自治体推進事業費1,712万2,000円、ふるさと応援基金積立金1億4,660万4,000円、ふるさと寄附金事業費4,000万円及び国・県支出金返還金1,443万3,000円を増額計上するものであります。

また、繰越明許費では、設計に不測の日時を要し、年度内の完了が見込めなくなったスポーツセンター津波避難施設実施設計業務委託に係る防災費900万円を計上するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに設ける必要があることから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第21号調停の申立てについてにつきましては、平成27年第233号遺言公正証書により、遺言者が所有する財産の一部を本市に遺贈する旨遺言しておりましたが、遺言者の死後、遺言執行者として選任された相手方から、南国市への遺贈に係る建物の改修等を行ったことにより、完全な実行が困難との申出があり、相手方と協議を重ねてきましたが、事態の進展には至らなかったため、民事調停の申立てを行うことから、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 産業建設常任委員長有沢芳郎議員。

＊

令和2年9月15日

南国市議会議長 土居恒夫様

産業建設常任委員長

有沢芳郎

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	令和2年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	市道の廃止について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第18号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第19号	南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者の指定について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第20号	債権の放棄について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

＊

〔12番 有沢芳郎議員登壇〕

○12番（有沢芳郎） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、4号、7号、9号、10号、11号、17号、18号、19号、20号の10件であります。去る15日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号令和元年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第4号令和元年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第7号令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算はいずれも特別会計の決算議案であり、また、議案第9号令和元年度南国市水道事業会計決算の認定については、水道事業会計の決算議案、議案第10号令和元年度南国市下水道事業会計決算の認定については、下水道事業の決算議案であります。これら6件については、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和2年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、農業振興育成補助金等事業費3,551万円、成合地区飲料水供給施設改良工事等に係る中山間振興費3,066万4,000円、市単独土地改良事業費4,355万6,000円を増額計上し、土木費関係では、道路維持費6,200万円、市単独道路新設改良事業費5,250万円、社会資本整備総合交付金事業費2,302万8,000円を増額計上、災害復旧費関係では、農業用施設災害復旧事業費1,630万円及び道路橋梁災害復旧事業費1,665万円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号市道の廃止については、本議案のサコノ上線は、都市計画法第29条による開発に伴い終点が変更となるため、一度廃止するものであり、旧農協病院東線は、市道改良事業により起点が変更となるため、一度廃止するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号市道の認定については、浜田北線は、県道春野赤岡線と市道久枝十市線を連絡する新設市道として整備するに当たって、市道として認定するものであり、サコノ上線は、都市計画法第29条による開発に伴い終点が変更となるため、一度廃止した後、再度認定するものであります。また、旧農協病院東線は、市道改良事業により起点が変更となるため、一度廃止した後、再度認定するものであります。去る14日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者の指定については、ものづくりファクトリー一部分を除く南国市ものづくりサポートセンターの管理を「株式会社海洋堂

高知」を候補者として選定し、同社を指定管理者として指定するに当たって、議会の議決を求めるものであります。委員会の審査では、同社を選定するうえでの審査内容の開示、利用者駐車場の確保、同社との継続的な協定の締結、市民・市内企業の利用を促す取組等、同センターに関する意見や要望等が多く出されましたが、議案第19号に関しては、市民・企業との連携・協働の話し合いを続け、議会にも随時報告していただくよう意見をつけて、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。なお、一部に反対意見があったことを申し添えます。

次に、議案第20号債権の放棄については、昭和59年10月18日に貸し付けた住宅新築資金及び宅地取得資金が、競売配当金を受領し、残債務を請求してもなお完済には至らず、債務者、連帯保証人も無資力に近い状態であることから、これ以上の債権回収の見込みがないため、この債権を放棄するに当たって、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（土居恒夫） 教育民生常任委員長土居篤男議員。

＊

令和2年9月15日

南国市議会議長 土 居 恒 夫 様

教育民生常任委員長

土 居 篤 男

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査結果	理 由
第11号	令和2年度南国市一般会計補正予算	原案を可決	やむを得ない

	第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	すべきもの	ものと認める
第12号	令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第13号	令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第14号	令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第15号	南国市学校給食費条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

令和2年9月15日

南国市議会議長 土居恒夫様

教育民生常任委員長

土居篤男

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
陳第1号	「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情	採択すべきもの	願意妥当と認める

*

〔19番 土居篤男議員登壇〕

○19番（土居篤男） おはようございます。教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果に

ついて御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、陳情第1号の以上9件であります。去る9月15日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第5号令和元年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第6号令和元年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第8号令和元年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の3件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であります。なお引き続き審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和2年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。

主なものは、民生費関係では、長岡西部保育所改築事業費1,341万4,000円を増額計上したもので、教育費関係では、大篠小学校プール改修工事等に係る小学校管理費4,390万8,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は169万3,000円の減額計上であります。歳入では、基金繰入金275万3,000円等を減額計上し、歳出においては、一般被保険者医療給付費分1,837万2,000円等を増額計上し、一般被保険者後期高齢者支援金等分855万4,000円及び介護納付金分1,627万1,000円を減額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和2年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模2億1,235万2,000円を増額計上しております。歳入では、繰入金115万9,000円及び繰越金2億934万1,000円等を増額計上し、歳出においては、介護給付費準備基金積立金1億1,982万6,000円及び償還金8,951万5,000円等を増額計上し、介護予防・生活支援サービス事業費141万5,000円等を減額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号令和2年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は155万1,000円を増額計上しております。やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市学校給食費条例につきましては、令和3年度からの市立幼稚園及び小中学校に係る学校給食費の公会計化に当たって、市が学校給食費の徴収・管理を行うことを

明確にするため、本条例を制定するもので、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第1号「妊産婦医療費助成制度創設」を求める陳情に対する審議の結果等について御報告いたします。陳情の趣旨としては、全ての妊婦と子供に、切れ目ない医療が提供されるために、「乳幼児医療費助成制度」と同様の「妊産婦医療費助成制度」が南国市においても創設されるよう要望します、というものです。審査の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（土居恒夫） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（土居恒夫） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員登壇〕

○20番（福田佐和子） 議案第19号南国市ものづくりサポートセンターの指定管理者の指定について、日本共産党議員団を代表し、本議案に反対の立場から討論をいたします。

ものづくりサポートセンター建設については、当初から様々な市民の御意見がありました。商店街を物づくりの町として活性化してはどうか、また16億円という多額の事業費を当時本当に市民全体の財産になるのかとの疑問の声もありました。私たちは、南国市の物づくりの拠点となり、市民や市内企業が文字どおりうちんくの施設として活用し市民が願うものにと、その立場から市民や市内企業の参加を、そして市民の声を取り入れるべきとの立場から要望をしながら質問もしてきました。

しかし、この間の答弁は、昨年9月議会では、地域で活動を行っております小物やアクセサリなどのクラフト系の物づくりを行っている方など、幅広い物づくりに関する人材の発掘、育成、支援などを行うこと、また子供たちをはじめとして多くの方に物づくりに興味を持ってもらうこと、施設への来場者を周辺地域へ誘導し波及効果を生み出すことなどを目的としてい

るというふうに述べられましたし、また12月議会では、海洋堂のネームバリューやノウハウを生かして、市内外、県外、国外からの来場者を呼び込むための取組を行い、また一方では地域の方にも物づくりに興味を持ってもらい、技術の向上に役立てていただき、地域で活躍する方々の育成につなげていくといった活動を行う予定でありますと答弁されました。

また、今年3月議会には、多くの方に物づくりの魅力を感じていただく、楽しんでいただくという施設の目的を果たしていくために効果的な管理者を決定をしていくというふうに考えている。管理者だけに任すということではなく、現在続けておる取組と、これは市が中心になっていくものですが、管理者と市が一緒になって取り組んでいかなければならないと考えている。

また、6月議会では、商工会、観光協会、市、また地域の方々というような役割分担を行いながら実施をしていくということで継続的にこういった取組を行っていききたいというふうに述べながら、直接的に市民の方々が商売をするというようなことは想定はしておりませんが、こういった市民の方々、地域で物づくりをされておられる地域の方々につきまして、その作品展示であるとかワークショップの実施など、物づくりを切り口にした利用を多くの方々にしていただけるようなスペースも設けているというふうにそれぞれ答弁をされました。

しかし、今回質疑でも、目に見える市民参加や市内企業の参加は明らかにされませんでした。このままでは市民の皆様には説明がつきません。からくり半蔵をはじめとする南国市の手作り技術と文化は市民の財産ではないでしょうか。税金で設置された施設がその拠点として役割を果たすためには、市民や市内企業の参加、利用者であり本来の所有者である市民のチェック制度を機能させる、また市職員が常駐するなど、これらが求められていると思います。しかし、これまでの答弁では、それらの確約がされずに本議案の提案となります。事業計画を明らかにされないままの提案であります。管理も企業になると、丸ごと企業になるのではの声とともに、まだ指定管理が議決されていないにもかかわらず、2階、3階部分を見学したということをつITTERに上げているなど納得できないとの声は当然ではないでしょうか。

病気と闘いながら、一時は車椅子でいろいろなものを作って売っておられる方がおいでになります。車椅子ではあちこち行けないので、ここしかないと言われ、1か所でお店を出しています。たくさんものを作っておられる方です。当初は、この方のように物づくりをしている市民誰もが参加ができると言われ、共に喜んだことでしたが、途中からこの方たちが入ることも市民が販売することもできなくなりました。問題のある土地であっても、多額の市民の税金をつぎ込む事業です。にもかかわらず、内容の提示がありません。市民に合意をいただけるものの資料がないまま、この議案に賛同することはできません。

以上の点から、私たちは本議案には市民の皆さんに納得していただけるだけの具体的な内容の提示がないために反対をいたします。以上です。

○議長（土居恒夫） 8番山中良成議員。

〔8番 山中良成議員登壇〕

○8番（山中良成） 議案第19号ものづくりサポートセンターの指定管理者の指定についての賛成討論をさせていただきます。

私は、このものづくりサポートセンターについて、何度も一般質問や質疑をさせていただき、市長並びに関係課長に御答弁いただきましたが、率直な感想として不安しかありません。といいますのも、議員への説明は遅く、市民の皆様にも聞かれても答えることができない、また指定管理者として指定されるであろう海洋堂と随意契約をする多額の展示製作額、ずさんな地域連携等も含んだ事業計画書、さらには先日の資本業務提携を新聞で知ったという市長の答弁から推測できる、課及び海洋堂の連携と報告など、挙げれば切りがありません。

それでも、私がこのものづくりサポートセンターの指定管理者の指定について賛成するのは、この建物を利活用できるのは集客力のあるネーミングの通った海洋堂しかなく、本市が経営しても難しく、かといって今回の指定管理の募集で分かりますように入られる業者もないと推測できます。それであれば、海洋堂を指定管理者として指定し、観光としてはコロナウイルスに考慮していただきながらイベント等を開催し、集客力を高め、年々支払う委託管理料なども減額することも可能であり、製造業や飲食業などの企業との連携や小中高など教育機関との連携も可能と考えます。

しかしながら、同僚議員の皆様も御承知のとおり、これからコロナウイルスによる集客の仕方や駐車場問題、地域との連携や製造業、飲食業など企業との連携、そして何よりも市民への理解できない説明など多くの課題が山積しております。これについては、私たちも注視し、提言も含めた議論をしていかなければならないと思っております。このような提案等も本市は聞き入れていただきますよう、よろしく願いいたします。

このような提案を実行できるのも、発想豊かな海洋堂高知しかないと思っております。また、先ほど有沢委員長が御報告いたしましたように、市民、市内企業との連携、協働のお話を続け、随時議会に報告することと常任委員会の認定を条件として提示されておりますので、これについても必ずお約束を守っていただきますようお願いいたします。

辛辣な意見を述べさせていただきましたが、これは本市の未来を考える上で重要であり、この建物を使い海洋堂高知が全国に発信していただき、南国市が世界中に知っていただける自治

体となることを願って、私の賛成討論とさせていただきます。同僚議員の賛同をお願いいたします。

○議長（土居恒夫） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号まで、以上10件は継続審査に付することに決しました。

次に、議案第11号から議案第14号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第14号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号から議案第18号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第18号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、議案第21号、以上2件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号、議案第21号、以上2件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、陳情第1号は採択することに決しました。

＊

承認要求書

○議長（土居恒夫） 日程第23、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項 |
| 1. 目的 | 所管事項の把握 |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで |

令和2年9月17日

南国市議会議長 土居恒夫様

総務常任委員長 西川 潔

産業建設常任委員長 有沢 芳郎

教育民生常任委員長 土 居 篤 男

議会運営委員長 岩 松 永 治

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（土居恒夫） 日程第24、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

議発第1号から議発第8号まで

○議長（土居恒夫） ただいま議発第1号から議発第8号まで、以上8件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	前田学浩
賛成者	〃	山中良成
〃	〃	西本良平
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	植田豊
〃	〃	丁野美香
〃	〃	野村新作
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	杉本理
〃	〃	土居篤男
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	西川潔
〃	〃	西山明彦
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	岩松永治

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第1号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
内閣官房長官	加藤勝信様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
経済産業大臣	梶山弘志様
経済再生担当大臣	西村康稔様

*

議発第2号

「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	福田佐和子
賛成者	〃	野村新作
〃	〃	山中良成
〃	〃	西本良平
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	植田豊
〃	〃	丁野美香
〃	〃	前田学浩
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	杉本理
〃	〃	土居篤男
〃	〃	村田敦子
〃	〃	岩松永治
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	西川潔

賛成者	南国市議会議員	西 山 明 彦
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議員 土居 恒夫 様

.....
議発第2号

「妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書

2016年、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援」の方針が決定され、「児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。

2018年12月8日には、参議院本会議で「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（成育基本法）が全会一致で成立し、全ての妊婦と子供に、妊娠期から成人期まで切れ目ない医療・教育・福祉を提供する重要性が明記され、国や地方公共団体、関係機関には必要な施策を実施する責務があるとされました。

周産期医療の充実には、早期発見、早期治療が求められます。しかし、低出生体重児や早産、未受診のハイリスク出産が大きな課題となっている現実があります。切れ目ない医療が提供されるためには、全国全ての自治体で実施されている「乳幼児医療費助成制度」と同様の「妊産婦医療費助成制度」が求められます。

すでに、13道県156市町村で行われているこの制度の創設は、「少子化先進県といえる高知県において、安心・安全な妊娠・出産の確立は絶対的に必要なものであり、妊産婦の健康保持に医療費助成の制度は極めて有力な制度となり得ます」と、高知県産婦人科医会の見解にあるとおりです。

成育基本法の趣旨の実現と少子化対策の充実のために、高知県においても「妊産婦医療費助成制度」が創設されるよう強く要望します。

記

1. 「妊産婦医療費助成制度」の創設を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

-----*

議発第3号

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	浜 田 和 子
賛成者	〃	岩 松 永 治
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第3号

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け、各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改定するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者が後を絶たない。今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながるよう「防災・減災、国土強靱化」はより一層、十分な予算の安定的かつ継続的な確保が必須である。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 令和2年度末期限の「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」のさらなる延長と拡充を行うこと。
2. 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。
3. 災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靱化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。また、その配分に当たっては、社会資本整備の遅れている地方に十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様
参 議 院 議 長 山 東 昭 子 様

内閣総理大臣 菅 義 偉 様
総務大臣 武 田 良 太 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
国土交通大臣 赤 羽 一 嘉 様
内閣官房長官 加 藤 勝 信 様

＊

議発第4号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	岩 松 永 治
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 土居 恒夫 様

議発第4号

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで取り組んできたデジタル化の推進について様々な課題が浮き彫りになった。こうした事態を受け、7月17日に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、我が国をデジタル技術により強靱化させ、我が国経済を再起動するとの考えの下、「国民の利便性を向上させる、デジタル化」「効率化の追求を目指した、デジタル化」「データの資源化と最大活用のつながる、デジタル化」「安心・安全の追求を前提とした、デジタル化」「人に優しい、デジタル化」実現のため、本格的・抜本的な社会全体のデジタル化を進めるとの姿勢を示した。

また、政府の第32次地方制度調査会において、地方行政のデジタル化の推進などを盛り込んだ「地方行政体制のあり方等に関する答申」が提出され、社会全体で徹底したデジタル化が進むことで、東京一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、これによる大規模な自然災害や感染症等のリスクの低減も期待できるとして、国の果たすべき役割について大きな期待を寄せている。

よって、国においては、地方自治体のデジタル化の着実な推進を図るため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 法令やガイドライン等により書面や対面・押印が義務付けられているものについて、可能な限り簡易にオンラインで実現できる仕組みを構築すること。特にマイナンバーカードの更新手続について、オンライン申請を実現すること。
 2. 情報システムの標準化・共通化、クラウド活用を促進すること。また、法定受託事務についても、業務プロセスの標準化を図り、自治体がクラウドサービスを利用できる仕組みを検討すること。
 3. 令和3年度から4年度に全国の自治体で更新が予定されている自治体情報セキュリティクラウドについて、導入時と同様の財政措置を講ずること。
 4. 今後の制度改正に伴うシステム改修を行う際には、地方の事務処理の実態を正確に把握するとともに、地方公共団体の負担とならないよう十分な人的支援及び財政措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣・マイナンバー制度担当大臣	武田良太様
厚生労働大臣	田村憲久様
経済産業大臣	梶山弘志様
内閣官房長官	加藤勝信様
行政改革担当大臣	河野太郎様
内閣府特命担当大臣 (デジタル担当大臣)	平井卓也様

＊

議発第5号

種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	土居篤男
賛成者	〃	西川 潔
〃	〃	西山明彦
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	杉本 理
〃	〃	村田敦子

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第5号

種苗法改正案を取り下げるよう求める意見書

農林水産省は今年の3月に種苗法の一部を改正する法案を国会に上程し、現在継続審議となっています。改正の主な内容は、原則自由であった農家の自家増殖を一律に禁止して、「許諾制」とすることが主なものとなっています。

政府は2018年に種子法を廃止し、都道府県が米、麦、大豆などの主要作物の種子の生産・普及に責任を持つ体制を終わらせました。その前年度には農業競争力強化支援法で、公的機関の持つ種子生産に関する知見を、民間企業に提供することが義務づけられています。

一連の流れは、それまで国民共有の財産として、国の責任で保護育成してきた種子・種苗を、外資系も含む民間企業の支配と独占に道を開くものではないでしょうか。

加えて、今回の種苗法改正案のように農家の自家採取・増殖が一律に禁止され、有料の許可制になれば、農家の経済的負担の増大はまぬがれません。

自家増殖の許諾制は登録品種のみで、ほとんどが一般品種なので、影響はないと言っていますが、地域別、品種別に見れば、登録品種を使用している農家は各県にあり、その中で野菜や花卉は自家増殖している農家が多いことが2015年の農水省の実態調査で明らかになっています。

自家増殖一律禁止の影響は決して小さいものではなく、消費者にとっても農産品価格の高騰や、食の安全性が脅かされる懸念が拭えない法改正です。

新型コロナウイルスの蔓延は、食料のグローバル化が脆弱であることを顕在化させました。今、世界では自然に優しく、生物多様性を守る家族農業の役割が見直されています。

食料自給率が著しく低い日本において、食料の安全保障を確かなものにするためには、主要作物の種子は公的な供給体制を維持し、在来品種については地域の共有財産と位置づけて保護、育成し、持続可能な農業にしていくことが必要ではないでしょうか。

よって、政府におかれては、種苗法改正案を取り下げられるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
外務大臣	茂木敏充様
農林水産大臣	野上浩太郎様
内閣官房長官	加藤勝信様

議発第6号

少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	杉本理
賛成者	〃	西川潔
〃	〃	西山明彦
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	村田敦子
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	土居篤男

南国市議会議長 土居恒夫様

.....
議発第6号

少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国一律に3月の臨時休校が要請され、4月7日の緊急事態宣言によって、本市でも臨時休校が延長されました。5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除され、学校においてはおおむね授業

が再開されています。

しかしながら、公立小・中学校の普通教室の平均面積は64平方メートルであり、現在の40人学級では、感染予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっています。子供たちの命と健康を守り、安心して学習できる教室での社会的距離を確保することが必要です。

7月2日、全国知事会は、全国市長会、全国町村会と連名で、「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表しました。子供たちの学びを保障するためには、「少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要」と強調しています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、今後予想される感染症の再拡大があっても必要な教育活動を継続し、子供たちの学習権を保障することが最重要だと考えます。

よって、政府におかれては、少人数学級を可能とする教員確保と財政措置を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
文 部 科 学 大 臣	萩 生 田 光 一 様
内 閣 官 房 長 官	加 藤 勝 信 様
経 済 再 生 担 当 大 臣	西 村 康 稔 様

＊

議発第7号

国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	村田敦子
賛成者	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	土居篤男
〃	〃	杉本理
〃	〃	西山明彦

南国市議会議長 土居 恒夫 様

.....
議発第7号

国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める意見書

コロナ危機に対し、国は、中小企業・小規模事業者への救済策の一つとして、今回の感染症拡大の影響を受け、売上げが半減した事業者の事業継続を支援するため、「持続化給付金」という形で、法人事業者に対し200万円、個人事業者（フリーランス）に対し100万円を上限に給付を行っている。また、家賃支援給付金も法人に対して600万円、個人事業者（フリーランス）に対して300万円を上限に給付を行っている。

自治体においても、給付金や支援金を支給し、事業者支援を行っている。

しかし、現行の税制度では、国や自治体が事業者に給付する「給付金・支援金」は課税対象となるため、事業者の実質的な受取金額に影響が出る。

事業収入の減少を理由に、事業継続を支援するための給付金でもあることから、税法上は「収益保障金」もしくは「経費補償金」として課税の対象となる。

しかしながら、今回の「支援金・給付金」にあっては、緊急時における特別的な救済策であることを念頭に置き、課税対象としないような措置をとるべきと考える。

よって国におかれては、事業者が「給付金」「支援金」を満額受け取れるように、「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 義 偉 様
総 務 大 臣	武 田 良 太 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
経 済 産 業 大 臣	梶 山 弘 志 様
経 済 再 生 担 当 大 臣	西 村 康 稔 様

＊

議発第8号

消費税減税を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年9月17日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	土 居 篤 男
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	西 山 明 彦

南国市議会議長 土居 恒夫 様

議発第8号

消費税減税を求める意見書

内閣府が8月17日に発表した2020年4月～6月期の国内総生産（GDP）は、前期比7.8%減、年率換算で27.8%もの減となり、リーマンショック時を超える戦後最悪の下落となった。雇用者報酬がマイナス3.7%となり、とりわけ家計消費が30%以上も落ち込んだことがGDPを大きく押し下げた原因である。

GDPのマイナス成長は、昨年10～12月期から3期連続であり、昨年10月の消費税10%増税の影響の上に、今回の新型コロナウイルスの感染拡大が重大な追い打ちをかけたことは明らかである。

中小事業者は増税による売上げの減少に加え、コロナ危機での自粛の影響をもろに受け、その多くが、このまま事業を続けられるかどうかの瀬戸際に立たされている。県民所得が全国最低クラスの本県にとって、消費税増税とコロナ危機の影響はより深刻である。

コロナ危機から暮らしを守り、日本経済、高知県経済を立て直す最も有効な景気対策の一つが、消費税の減税である。

消費税減税は、その効果が全ての国民に満遍なく、直ちに行き渡るものである。さらに、コロナ危機は今後も長期にわたって影響が予想されるが、消費税減税は一旦税率を下げれば、その効果が先々まで続くものであり、この面でも経済対策として極めて有効である。

今こそ、政府の決断で消費税減税に踏み出すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	菅	義 偉 様
総 務 大 臣	武 田	良 太 様
財 務 大 臣	麻 生	太 郎 様

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。この際、以上8件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

＊

○議長（土居恒夫） この際、議発第1号から議発第8号まで、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました8件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

まず、議発第1号、議発第2号、以上2件を一括採決いたします。以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号、議発第2号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立多数であります。よって、議発第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第5号は否決されました。

次に、議発第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第6号は否決されました。

次に、議発第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第7号は否決されました。

次に、議発第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土居恒夫） 起立少数であります。よって、議発第8号は否決されました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第417回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時42分 閉会